

別表六(十三)

「18」欄又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十三)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事 業 種 目		2						
資 産 区 分	種 類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細 目	5						
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
当 期 分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20		
	税 額 控 除 限 度 額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19と20のうち少ない金額)	21		
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「18の②」)	22		
	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21)-(22)	23		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13と15のうち少ない金額)	16			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18)+(23)	24		
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「19の②」)	17						
	当 期 税 額 控 除 額 (16)-(17)	18						
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	25	円	当期控除可能額等	26	円	翌 期 繰 越 額 (25)-(26)	27
平 . .			外		外		円	
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
平 . .			外		外			
計			(21)					
当 期 分	(13)		(16)		外			
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

P11参照

○ 別表六(十三)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 1 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 1 号	00406	「18」の欄の金額
	第42条の9 第 1 項第 1 号	00493	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 2 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 2 号	00407	
	第42条の9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 3 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 3 号	00408	
	第42条の9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 4 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 4 号	00409	
	第42条の9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「(旧法) 第 5 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 5 号	00410	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 5 号」)	第42条の9 第 1 項第 5 号	00497	

○ 別表六(十三)「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」、「平成26年旧措置法第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」又は「平成24年旧措置法第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」の欄の金額